

介護人材確保対策事業・職場体験事業の概要

事業の目的

介護業務の経験を希望する方に、職場体験の機会を提供し、介護業務のイメージアップと介護人材の職場への定着を図ることにより、福祉・介護人材の安定的な確保を図る

事業の概要

【内容】

○東京都が、東京都社会福祉協議会東京都福祉人材センターに委託し実施する。
○介護業務の経験を希望する方に、東京都福祉人材センターが体験希望者の個々の要望を踏まえた相談及び体験職場（本事業登録事業者に限る）の案内を行う。

【本事業の流れ】

- ①東京都福祉人材センターで、体験受け入れ可能事業者の登録を受付
- ②登録を希望する事業者は受入可能な内容等を書面で提出
- ③東京都福祉人材センターホームページに登録事業者を公表
- ④東京都福祉人材センターは体験希望者と登録事業者の希望を調整し、職場体験の実施を決定する。
- ⑤登録事業者は、東京都福祉人材センターの決定を受け、体験希望者の受け入れ及び体験者への介護現場での指導を行う。
- ⑥登録事業者は、体験者受け入れ状況を東京都福祉人材センターに報告し、受け入れ費用の支払いを受ける。

【受け入れ費用】

受け入れ1人1日につき7,400円から傷害保険料を除いた金額を上限に支払う(体験者は無給)
(傷害保険は東京都福祉人材センターが指定する。)

【登録対象事業者】

都内で介護サービス等の施設等を運営する事業者

事業実施に係る要件

【体験対象者】

東京都内で介護業務への就労を希望する学生、既卒者、主婦、元気高齢者、就業者及び離職者

【事業規模】

○1,000人程度
(体験者一人当たり3日まで、延べ人数3,000人)

※体験日

土日祝日、夏・冬休み期間等体験しやすい日程を推奨。

※受入時間

原則、1日当たり5時間以上8時間以内。
ただし、今年度は2時間以上5時間未満の受入れも可。

※体験内容

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、利用者と直接接する内容の体験を控えることも可。

スケジュール（令和4年度募集分）

